

山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則

(昭和六十年三月三十日 山口県規則第三十三号)

(趣旨)

第一条 この規則は、公的医療機関その他の病院又は診療所で知事が指定するもの（以下「公的医療機関等」という。）における医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の充実に資するために行う医師及び歯科医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けに ついて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第二条 知事は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）の医学部又は歯学部（これらに相当する学部を含む。）の学生で医学又は歯学を専攻し、又は専攻しようとするものであつて、将来県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しようとするものの申請により、その者に修学資金を貸し付けることができる。

第三条 修学資金は、貸付けの決定に係る月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、月額十五万円（知事が別に定める場合には、五万円、十二万円又は二十万円）を貸し付けるものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二分又は三分分を併せて貸し付けることができる。

(連帯保証人)

第四条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち一人は、その父又は母を充てることのできるものとする。

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 大学における学業成績表（学業成績表の提出が困難な者にあつては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書）
- 二 履歴書、健康診断書及び住民票の写し
- 三 当該大学の学長又は学部長の推薦書（別記第二号様式）

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金貸付申請書を提出した者に通知する。

(貸付けの方法)

第七条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに、修学資金の月額が五万円、十二万円又は十五万円である場合にあつては当該年度分に係る修学資金交付申請書(別記第三号様式)に、修学資金の月額が二十万円である場合にあつては貸付けの決定を受けた期間に係る修学資金交付申請書に保証書(別記第四号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けている者(以下「修学生」という。)で、引き続き修学資金の交付を受けようとするもの(修学資金の月額が五万円、十二万円又は十五万円である場合に限る。)は、毎年三月末日までに、翌年度分に係る修学資金交付申請書に保証書を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸付けの取消し等)

第八条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定により修学資金の貸付けを取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該修学生及び連帯保証人に通知する。
- 3 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。
- 4 知事は、修学生が正当な理由がなくて第十七条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを一時的保留することができる。

(返還)

第九条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事が書面により通知するところにより、当該各号に規定する事由を生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内(次条第一項の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行が猶予されたときは、一月と当該猶予された期間とを合算した期間内)に、貸付けを受けた修学資金の額に利息を付して返還しなければならない。

一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消されたとき。

二 大学を卒業した日から二年以内に医師等の免許(以下「免許」という。)を取得しなかつたとき。

三 免許を取得した後、直ちに医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の二第一項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」と総称する。)を開始せず、又はこれを修了することができなかつたとき。

四 県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき(貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和六十年山口県条例第二号。以下「条例」という。)第八条第二号に該当するときは除く)。

五 大学を卒業した日から二年以内に免許を取得し、直ちに臨床研修を開始し、これを修了した場合において、その修了した日の属する月の翌月の初日から起算した期間(学校教育法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程に在学した期間又は育児休業若しくは介護休業をした期間があるときは、これらの期間を除いた期間)が通算して修学資金の貸付けを受けた期間の二倍に相当する期間に達するまでの間に、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間(修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年(修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年)を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第十二条第三項において同じ。)が、通算して、修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に達する見込みがなくなつたとき(条例第八条第二号に該当するときは除く)。

六 前各号に掲げる場合のほか、貸付けの条件に違反したとき。

2 前項の利息の額は、毎月の修学資金の額にその月の修学資金の交付の日の翌日から修学資金を返還すべき日までの期間の日数に応じ年十パーセントの割合を乗じて計算した金額の合計額とする。

(返還の債務の履行猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行を猶予することができる。

一 第八条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき その在学している期間

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき その事由が継続する期間

三 条例第八条第四号に規定するやむを得ない事由が消滅した後、引き続き県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しているとき その業務に従事している期間

2 前項の規定による修学資金の返還及びその利息の支払の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還債務履行猶予申請書（別記第五号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、同項第二号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

3 知事は、前項の規定により修学資金返還債務履行猶予申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金返還債務履行猶予申請書を提出した者に通知する。

（期間の計算）

第十一条 条例第八条第一号及び第四号並びにこの規則第九条第一項第五号及び次条第三項に規定する医師等としてその業務に従事した期間の計算は、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事することとなつた日の属する月の翌月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月）から県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事しなくなつた日の属する月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数による。

2 条例第八条第一号及びこの規則第九条第一項第五号に規定する臨床研修を受けた期間の計算は、県内の病院が管理を行う医師法第十条の二第一項の規定による臨床研修を受けることとなつた日の属する月の翌月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月）から当該臨床研修を受けなくなつた日の属する月（その日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数による。

3 条例第八条第一号及び第四号並びにこの規則第九条第一項第五号及び次条第三項に規定する修学資金の貸付けを受けた期間には、第八条第三項の規定により貸し付けられなかつた修学資金に係る期間を含まないものとする。

（返還の債務の免除の申請等）

第十二条 条例第八条の規定による修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第六号様式）にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により修学資金返還債務免除申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金返還債務免除申請書を提出した者に通知する。

3 条例第八条第四号の規定による修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数を修学資金の返還及びその利息の支払の債務の額に乗じて得た額とする。

(延滞利息)

第十三条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額（利息を含む。）につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(連帯保証人の変更)

第十四条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出)

第十五条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届書（別記第八号様式）に当該事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第二号又は第九号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

一 大学を退学し、休学し、停学の処分を受け、若しくは復学し、又は卒業したとき。

二 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

三 免許を取得したとき。

四 県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事したとき。

五 臨床研修を開始し、又は中止し、若しくは終了したとき。

六 県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した後、休職し、復職し、若しくは退職し、又は医師等以外の職種に従事することとなつたとき。

七 学校教育法第九十七条に規定する大学院の課程（医学を履修する課程に限る。）に入学し、又は当該課程を修了したとき。

八 育児休業又は介護休業を開始し、又は終了したとき。

九 前各号に掲げるもののほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があつたとき。

2 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに前項の届書に当該事実を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

(報告)

第十六条 修学資金の貸付けを受けた者は、毎年四月二十日までに、県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事している状況を従事状況報告書(別記第九号様式)により知事に報告しなければならない。ただし、条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(学業成績表等の提出)

第十七条 修学生は、学業成績表及び健康診断書を毎年四月二十日までに知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第七条の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年四月一日前に大学に入学した者が貸付けを受けた医師及び歯科医師修学資金についての改正後の山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則第九条第一項及び第十二条第三項の規定の適用については、同規則第九条第一項中「期間(修学資金の貸付けを受けた期間が三年以上の者にあつては、県内の病院が管理を行う医師法第十条の二第一項の規定による臨床研修を受けた期間のうち一年(修学資金の貸付けを受けた期間が五年以上の者にあつては、二年)を超えない期間及び県内の公的医療機関等において医師等としてその業務に従事した期間。第十二条第三項において同じ。）」とあるのは、「期間」とする。